

賢者の言魂

168

谷口義晴

日本セラミック

小さい会社だったからこそ、
細かな注文に確実かつ
迅速に応えられたのです。

たにくち・よしはる

昭和11(1936)年生まれ。兵庫県出身。昭和34(1959)年、立命館大学理工学部を卒業すると鳥取市の磁性材料(セラミックス)・電子部品メーカー「日本フェライト工業」(後の日立金属鳥取工場、現・プロテリアル)の前身の1社)に入社。技術者として「中国地方発明表彰」を受けるなど堅実にキャリアを積んでいたが、昭和40年代後半になるとオーナーチェンジをめぐって経営陣・株主が大混乱。大量リストラが断行され、谷口自身も上司から「よい技術者であるなら、会社を辞めても飯が食えるだろう」と言われ退社を決意。昭和50(1975)年、部下だった4人の技術者とともに独立し、鳥取市内の自宅のガレージで起業。「日本セラミック」を設立し社長に就任する。同年、テレビを遠隔操作する器具(リモコン)を三洋電機と共同開発。超音波センサーを用いた遠隔装置付の新型テレビ「サンヨーカラーテレビ」は大ヒット商品となり、日本セラミック製のリモコンも大量生産された。昭和53(1978)年には赤外線を用いた防犯・警備用センサーを開発し、GE(ゼネラル・エレクトリック)社など海外メーカーとの取引を開始。米国市場をはじめ海外での販路を拡大した。平成2(1990)年、大証2部に特別指定銘柄として上場。鳥取県に本社を置く企業としては初めての株式上場を果たした。超音波、赤外線、電流などを用いた各種用途センサーに加え、回路などを取り付けたモジュールセンサーも開発。わずか5人で創業したセンサー専業メーカーを、世界シェア60%・国内シェア90%を誇るグローバル企業へと押し上げた経営手腕から「マジシャン」の異名で呼ばれた。平成26(2014)年、77歳で死去。

混乱必至の

定額減税

物価高対策として「定額減税」が実施される。税のプロである税理士ですら「ややこしい」と口をそろえるほど複雑な制度で、経理の現場では大混乱が予想されている。そうした状況を政府も想定してか、2024年度の税制改正大綱では法成立を待たずに準備を始めることを明記した。そのため情報は順次公開されているものの、全貌が明らかになっていくわけではない。年末調整とは異なる同一生計配偶者の確認など、事業者がするべきことは多い。直前になって大慌てとならないよう今から準備を始めたい。

年末調整と異なる扶養対象

1人当たり所得税から3万円、住民税から1万円の計4万円が税額控除される「定額減税」が6月に始まる。対象となるのは、2024年分の所得に係る合計所得金額が1805万円以下の国内居住者だ。合計所得金額48万円以下(給与収入103万円以下)の同一生計配偶者がいれば、納税者本人の給与から併せて税額控除される。仮に、職に就かない配偶者と小さな子ども2人であれば本人分も含めて4万円×4人で年間16万円の給与から併せて税額控除される。7月分、翌年5月分の給与から特別控除される。一方、所得税は給与や賞与の額によっては6月に3万円が引かれて控除は終了する。6月の給与だけでは引き切れない場合、翌月、翌々月と繰り越されて特別控除(月次減税)していく。

そのため、現場は6月から年末までの半年間は月次減税の事務を強いられることになる。つまり天引きする所得税を計算するだけでなく毎月の給与でどこまで減税したかも管理する必要が出てくる。これについて国税庁では「定額減税の処理状況を管理するための「各人別控除実績簿」を公開している。ただ、都内の税理士の一人は「それでも担当者がしんどい制度であることに変わりはない。情報を記載してもその確認はかなり神経を使うはず」と現場の混乱を予想する。

また、年末調整で「配偶者特別控除」の対象になっている人については、特に気を付けなければならない。配偶者特別控除は、いわゆる「103万円の壁」問題に対応するために始まった制度で、合計所得金額は48万円を超える。このため定額減税の対象外となる。逆に、合計所得金額が1000万円超の人の配偶者の所得が48万

円以下であれば年末調整で控除は、中学校を卒業する15歳の誕生日後の最初の3月31日までの子は児童手当の対象となり、例年の年末調整では控除の対象外となっている。そのため、事業所では把握できていない

ことも多いだろう。だが、6月からの定額減税では所得48万円以下なら16歳未満の扶養親族も対象となる。新たに子どもが誕生していないか、留学した子女がいかなども調べる必要がある。また、年末調整で「配偶者特別控除」の対象になっている人については、特に気を付けなければならない。配偶者特別控除は、いわゆる「103万円の壁」問題に対応するために始まった制度で、合計所得金額は48万円を超える。このため定額減税の対象外となる。

また、年末調整で「配偶者特別控除」の対象になっている人については、特に気を付けなければならない。配偶者特別控除は、いわゆる「103万円の壁」問題に対応するために始まった制度で、合計所得金額は48万円を超える。このため定額減税の対象外となる。

また、年末調整で「配偶者特別控除」の対象になっている人については、特に気を付けなければならない。配偶者特別控除は、いわゆる「103万円の壁」問題に対応するために始まった制度で、合計所得金額は48万円を超える。このため定額減税の対象外となる。

従業員の家賃の洗い出し急務

従業員の家賃の洗い出し急務

従業員の家賃の洗い出し急務

従業員の家賃の洗い出し急務

従業員の家賃の洗い出し急務

続きは本紙をご覧ください。

社長のみカタ
税理士・会計事務所のM&Aは

エヌピー支援室 検索

0120-800-058

「減税」されるルールだ。そのため、確定申告で追加徴収されることになる。最終的なプラス

マイナスはゼロとなるが、事務的には無駄な負担と言わざるを得ない。さらに、外国人の出稼ぎ労働者を雇用している場合も注意が必要だ。定額減税ではあくまでも「家族が居住者であること」という条件があるため、海外の家族分は、扶養控除はできても定額減税の対象にはならない。増税続きの昨今、減税は歓迎すべきことかもしれないが、見てきたように事業者の負担があまりにも大きい制度だ。立命館大学客員教授で税理士の植田卓氏は「定額減税は非常に複雑な制度であり、税理士など専門家には理解できても、一般の経理担当者には難解に感じることもあるはず。6月になって慌てることのないよう、顧問税理士とも相談しながら従業員の情報収集などできることから着手するべきだろう」と、早期の取り組みが必要だと指摘する。